

病床配分の考え方

1 概要

既存病床数が基準病床数を下回る場合に事前協議の申出を受け付けますが、(1)許可病床数が地域医療構想における必要病床数に既に達しているか、又は病院の開設等によってこれを超えることになる時、(2)新たに整備される病床が過剰機能であるとき等は、病床を整備する必要性について慎重に検討を行うとともに、宮城県地域医療構想調整会議の出席及び説明を求めることとしています。

そのため、(1)及び(2)の場合には、地域医療構想との比較状況を示した上で、特に必要な病床の設置である旨の説明を求めます。下記「2025年必要病床数(地域医療構想)と療養病床及び一般病床の数との比較」を確認の上、該当する場合には計画内容にその旨を記載してください。

2 2025年必要病床数(地域医療構想)と療養病床及び一般病床の数との比較

(1) 関連：全病床機能(R7.4.1許可病床数との比較)

区域	2025年 必要病床数(A)	療養病床及び一般病床 (R7.4.1現在) (B)	差引き (A)-(B)
仙南	1,240	1,201	39
仙台	13,201	13,083	118※
大崎・栗原	1,902	2,442	▲540
石巻・登米・気仙沼	2,438	2,604	▲166

※ 仙台区域の差引き病床数には、事前協議済みの185床が反映されていません。

(2) 関連：病床機能別(R6.7.1病床機能報告結果との比較)

病床機能 区分	仙南区域			仙台区域		
	2025年 必要病床数(C)	病床機能 報告結果(D)	差引き (C)-(D)	2025年 必要病床数(C)	病床機能 報告結果(D)	差引き (C)-(D)
高度急性期	93	26	67	1,798	1,912	▲114
急性期	357	418	▲61	4,999	7,014	▲2,015
回復期	456	400	56	3,899	1,640	2,259
慢性期	334	319	15	2,505	2,056	449

病床機能 区分	大崎・栗原区域			石巻・登米・気仙沼区域		
	2025年 必要病床数(C)	病床機能 報告結果(D)	差引き (C)-(D)	2025年 必要病床数(C)	病床機能 報告結果(D)	差引き (C)-(D)
高度急性期	182	44	138	192	46	146
急性期	567	966	▲399	681	1,283	▲602
回復期	669	435	234	981	504	477
慢性期	484	846	▲362	584	557	27

※ 病床機能報告は医療法30条の13の規定により、病床機能報告対象病院等が行う報告を指します。

※ 必要病床数は厚生労働省から提供された基礎データをもとに、医療法施行規則に定められた計算方法により構想区域ごと及び病床の機能区分ごとに算出しています。

※ 仙台区域、石巻・登米・気仙沼医療圏については、保険診療を行っていない医療機関分を除外しています。